

## 第58号議案

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

家庭系廃棄物に係る処理手数料の細分化等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

陶器・金属類専用袋5枚当たり 150円	市指定のポリ袋(30リットル相当)
びん・カン専用袋5枚当たり 75円	市指定のポリ袋(30リットル相当)
ペットボトル・白色トレイ専用袋5枚当たり 75円	市指定のポリ袋(30リットル相当)

」

を

「

陶器・金属類専用袋(中)5枚当たり 150円	市指定のポリ袋(30リットル相当)
陶器・金属類専用袋(小)5枚当たり 75円	市指定のポリ袋(15リットル相当)
びん・カン専用袋(中)5枚当たり 75円	市指定のポリ袋(30リットル相当)
ペットボトル・白色トレイ専用袋(大)5枚当たり 112円	市指定のポリ袋(45リットル相当)
ペットボトル・白色トレイ専用袋(中)5枚当たり 75円	市指定のポリ袋(30リットル相当)

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。